

富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則

平成 18 年1月 19 日制定

平成 19 年4月 1 日改正

令和 3 年3月30日改正

令和 6 年3月26日改正

第1条 この細則は、富山大学医の倫理に関する規則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会は、倫理委員会委員長から付託された専門の事項について調査検討する。

第3条 委員会は、倫理委員会委員長が指名する、倫理委員会委員1人以上を含む本学の教職員若干人の委員により組織する。

2 委員の任期は、倫理委員会委員長が必要と認めた期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから倫理委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 前項の出席委員のうち、1人以上は倫理委員会委員でなければならない。

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会は、付託された専門の事項に係る調査検討を行った場合は、その概要及び所見を専門委員会調査検討報告書(別紙様式)により、速やかに倫理委員会委員長に報告しなければならない。

第8条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、倫理委員会がこれを決定する。

附 則

この細則は、平成 18 年1月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年4月1日から施行する。

(別紙様式)

専門委員会調査検討報告書

【付託事項】						
【調査検討概要】						
【総合所見】						
倫理委員会委員長 殿 上記のとおり報告します。 年 月 日 (所属・職名) (氏 名) <table><tr><td>専門委員会委員長</td><td>委 員</td></tr><tr><td>委 員</td><td>委 員</td></tr><tr><td>委 員</td><td>委 員</td></tr></table>	専門委員会委員長	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員
専門委員会委員長	委 員					
委 員	委 員					
委 員	委 員					